ハラスメント防止措置の
具体的な対策講習会

令和４年４月１日より中小事業主のハラスメント防止措置が義務化されます!!

令和４年４月１日より労働施策総合推進法の改正に伴い、中小事業主に対して職場におけるパワーハラスメント防止措置義務が全面施行されます。

本講習会では中小事業主がとるべきパワーハラスメント防止措置義務の内容やポイント、注意点などをわかりやすくお伝えさせていただきます。ぜひご参加ください。

内容

- ハラスメントとは
- ハラスメント防止に関する法改正の概要
- 対策すべきポイント　　他

講師

よつ葉法律事務所
弁護士　内田　直子　氏

石津社労士事務所
特定社会保険労務士　石津　雄美　氏

日　　時：令和4年2月15日（火）14:00～16:00

開催方法：WEB 開催（後日、お申込み頂いた方に詳細をメールにてお伝えします）

受 講 料：無料　　定　　員：30名

申込方法：下記申込書に必要事項をご記入の上、2月10日（木）迄にお申込みください。

申 込 書

国分寺市商工会 行　　FAX：042-323-0560　　申込日（令和４年　　月　　日）

事業所名		ＴＥＬ	
住　所		ＦＡＸ	
受講者名①		メールアドレス①	
受講者名②		メールアドレス②	

※2 名で参加希望される方は、受講者名②、メールアドレス②に 2 人目をご記入ください。
※ご記入いただきました情報は、本講習会に関することのみに利用させていただきます。ご本人の同意を得ずに第三者に提供することはありません。